

障がいをお持ちの皆さまへ

さまざまな支援をご利用ください

地域生活支援事業サービスの種類と内容

- 移動支援事業
 - 日中一時支援事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - 日常生活用具給付事業
 - コミュニケーション支援事業
 - 自動車運転免許取得・改造助成事業
- 身体または知的、精神に一定以上の障がいがあり、サービスの提供が適当と判断される人に対し行うサービス給付事業です。

また、日常生活を営むことが困難な身に重度の障がいがある人に対し、日常生活用具の給付や、運転免許取得・改造のための助成を行います。
給付・助成要件、利用料など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 福祉係
☎(232)4913

○地域活動支援センター
障がいのある人に対し、創作的活動など日中活動の場の提供や地域との交流を促進することにより、障がいのある人の地域生活支援を図ります。
※利用料は無料です。

問い合わせ
さくよう地域生活支援センター(菊陽病院内)
☎(232)8518

○相談支援事業
障がいのある人やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようお手伝いします。
※利用料は無料です。

障がい者相談センター(福祉支援センター内)
☎(227)7010
さくよう地域生活支援センター(菊陽病院内)
☎(232)8518

就労相談・生活支援を行っています

○就労相談支援
就労に関する悩みや心配事、相談に応えます。

○職場開拓
事業所に対し、障がい者雇用の働きかけを行います。

○就業生活支援
日常生活の自己管理、地域生活、生活設計などに関する提案を行います。

問い合わせ
県北部さくようがいき者就業・生活支援センターがまだす(菊池市限府)
☎0968(25)1899

障害児福祉手当・特別障害者手当を支給します

在宅で重度の障がいを持つ人に支給します。要件などは次のとおりです。

○障害児福祉手当(月額14,380円)
心身に重度の障がいがあり、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の児童に支給します。

○特別障害者手当(月額26,440円)
心身に重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給します。

※各手当には所得制限があります。また、施設などに入所している人、病院または診療所に3カ月を超えて入院している人には支給されません。

特別児童扶養手当を支給します

心身に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する人に、障がいの程度に応じて支給します。

○特別児童扶養手当
1級(月額50,750円)
2級(月額33,800円)

※手当には所得制限があります。また、対象となる児童が、児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。
問い合わせ 福祉課 福祉係
☎(232)4913

第9回熊本県障がい者スポーツ大会が開催されます

開催日
5月16日(日)
5月30日(日) 水泳競技のみ

競技と開催会場
陸上競技
熊本市水前寺競技場
アーチェリー競技
熊本県民総合運動公園
アーチェリー場
水泳競技(30日開催)
アクアドームくまもと
卓球競技
熊本県身体障がい者福祉センター 体育館

サウンドテーブルテニス競技
熊本県身体障がい福祉センター
フライングディスク競技
熊本県民総合運動公園
A多目的グラウンド
ボウリング競技
マスターズボウル熊本

問い合わせ
県菊池地域振興局福祉課
☎0968(25)0689

20歳以上の学生の皆さんへ
国民年金保険料の納付が困難なときは「学生納付特例制度」をご利用ください

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金に加入しなければなりません。学生もこの例外ではありません。学生には、学生本人の前年の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が卒業まで猶予される「学生納付特例制度」があります(毎年度申請が必要です)。

保険料が納められないときは、町民課年金係へ申請しましょう。申請が遅れて、保険料を未納のままにしていると、不慮の事故や病気で重い障害が残っても障害基礎年金が受けられません。早めに申請してください。



■対象者
20歳以上の学生で、本人所得が118万円以下の人(学生に扶養親族があれば基準額が変わります)

■対象となる学生
大学(大学院)、短大、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限が1年以上である課程)などに在学する学生

■申請に必要なもの
①年金手帳
②学生証の写しまたは平成22年4月以降に交付された在学証明書
③印かん(認め印可)

■承認されると
申請された年度の4月分から翌年3月分までの保険料の納付が猶予されます

問い合わせ
町民課 年金係 熊本西年金事務所
☎232-4914
☎355-3261

魅力ある地域づくりに『わがまちづくり支援事業補助金』をご活用ください

今日の地域社会は、都市化の進展、核家族化や少子高齢化などにより大きく変容し、地域住民のつながりや、協力・助け合いの気持ちが薄れてきています。

わがまちづくり支援事業とは、住民自身が地域を見つめ直し、一体となって連携し、地域の活性化や親睦・交流を図る新たな取り組みに、補助金を交付し支援するものです。地域のために何かやりたいという思いを形にしてみませんか。

補助金の概要は次のとおりですが、手続きなどの詳細は、町ホームページをご覧になるか、総合政策課へお問い合わせください。

- 補助対象団体
区または自治会、町内でもちづくりを目的として活動を行う10人以上の団体
- 補助対象事業
①地域の自然および環境など

- の保全に関する事業
- ②地域文化の継承および歴史的遺産の保護に関する事業
- ③地域住民の健康づくり、福祉支援などに関する事業
- ④地域住民の融和・交流を深めるための事業 など

※例えば、昔遊びの伝承などの世代間交流、農業体験、環境美化・リサイクル、地域情報マップの作成、祭りの実施などアイデア次第でさまざまです。ただし、以前から行っている取り組みは対象になりません。

■補助金額
補助対象経費の3分の2の額で、限度額は30万円
※補助対象経費は、材料費、賃借料、印刷費、消耗品費など

■募集期限
4月30日(金)
複数の申請があった場合は、予算の範囲内で交付します。

問い合わせ 総合政策課 行財政改革推進係 ☎232-2112